



令和6年度の制度改正 への対応について

業務継続計画について



西宮市キャラクター
みやたん



業務継続計画とは

: Business Continuity Plan

感染症

非常災害



目的①

▶ 継続的な支援

目的②

▶ 早期の業務再開





事業所がやるべきこと

- ①業務継続計画を**作成**すること
- ②業務継続計画に関する**研修**の実施
- ③業務継続計画に関する**訓練**の実施





①BCPの作成(2種類の計画)

A: 感染症

B: 災害





A: 感染症のBCP

a 平時からの備え

体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等

b 初動対応

c 感染拡大防止体制の確立

濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等





B: 災害のBCP

a 平常時の対応

建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等

b 緊急時の対応

業務継続計画発動基準、対応体制等

c 他施設及び地域との連携



非常災害対策計画 (基準第40条)

非常事態の「その時」に
どう対応するのか



業務継続計画 (基準第38条の2)

非常事態の「その後」に
どう対応するのか





②BCPに関する研修の実施

- ・年に1回以上実施
- ・研修の実施内容について記録・保管すること
- ・職員の新規採用時にも必ず実施すること

※「災害」及び「感染症」に関するそれぞれについて行わなければならない。

※研修の実施・・・

「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」と一体的開催 ○





③BCPに関する訓練の実施

- ・訓練(シミュレーション)を年1回以上実施
- ・研修の実施内容について記録・保管すること

※「災害」の訓練・・・

「非常災害対策」の訓練と一体的 ○

※「感染症」の訓練・・・

「感染症の予防及び蔓延の防止に関する訓練」と一体的 ○





取組が適切に行われていない場合

減算

- ・所定単位数の100分の1に相当する単位数
- ・翌月から、基準に満たない状況が解消されるに至った月まで
- ・利用者全員について

経過措置：

「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」を策定している。

→令和7年3月31日までは減算を適用しない。





研修・訓練の実施の中で、新たな課題の発見、対応方法の発見により、見直しを繰り返し、内容を定期的に更新しながら、災害発生時に備えてください。





参考

- ・障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン
- ・障害福祉サービス事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン
- ・「研修記録のひな形」を必要に応じて活用してください。

